

浜松市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和2年5月29日付障発0529第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。）及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月19日付厚生労働省発障0319第5号厚生労働省事務次官通知。）に基づき、社会福祉施設等（市税を完納している者）に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等については、以下の取組が求められる。

- (1) 通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、市から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること。
- (2) 障害者支援施設等においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等に対して、保健所の指示に従ってサービスを提供すること。
- (3) 訪問系サービス事業所においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等に対してサービス提供を継続すること。
- (4) 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所については、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること、又は代替サービスを確保するための調整を行うこと、相談支援事業所は、代替サービスの提案に必要な協力を行うこと。

本事業は、これらを踏まえ、障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次に定める用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通所系サービス事業所」とは、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。
- (2) 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。
- (3) 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援をいう。
- (4) 「相談支援事業所」とは、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援をいう。
- (5) 「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。
- (6) 「当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。）に基づき、サービスを提供している場合をいう。
- (7) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続して3日以上の場合をいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は当該各号に定める事業とする。なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、補助事業の対象としない。

- (1) 障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、次のアからエまでに該当する市内の事業所・施設が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要となる経費について補助を行う。

ア 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

ウ 濃厚接触者となった利用者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等

エ ア、イ又はウ以外の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、当

該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所

(2) 障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、次のア及びイに該当する市内の事業所・施設等の利用者の必要なサービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について補助を行う。

ア 第1号のア又はイの障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

(補助対象事業所・施設及び補助対象経費)

第5条 補助対象事業所・施設及び補助対象経費は、前条第1項(1)で定める事業においては別表1、前条第1項(2)で定める事業においては別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、令和2年3月31日までに、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各1部

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画内訳書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)
- (6) その他資料

(交付決定の通知)

第7条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(第6号様式)により通知する。

(変更交付申請)

第8条 補助金の変更交付申請をしようとする者は、補助事業を実施しようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各1部

- (1) 変更交付申請書(第1号様式)
- (2) 変更事業計画内訳書(第2号様式)
- (3) 変更収支予算書(第3号様式)
- (4) その他資料

(変更交付決定の通知)

第9条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定通知書(第6号様式)により通知する。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、別途定める日までに、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各1部

- (1) 実績報告書(第7号様式)
- (2) 事業実績内訳書(第8号様式)
- (3) 収支決算書(第3号様式)
- (4) 実績金額が分かる資料(領収書等)
- (5) その他資料

(確定の通知)

第11条 市長は前条に定める報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額確定通知書(第9号様式)により通知する。

(請求の手続き)

第12条 前条に規定する通知を受けた者は、通知受領後10日以内に、請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行することとし、令和2年度の補助金に適用する。